

パーム油革新グループ憲章

Palm Oil Innovations Group Charter

はじめに

Palm Oil Innovations Group (POIG)は、RSPO の基準およびコミットメントを基礎とすることによって、また、RSPO の既存の基準を実施するための革新的な方法を実証することと、そのほかのクリティカルな問題に取り組むことによって、RSPO をサポートすることを目指す。POIG メンバーは環境への責任と、地域社会とのパートナーシップ、企業および製品の誠実性の 3 つのテーマ領域に焦点を当て、社会・環境への責任のあるパーム油生産へのコミットメントを強化する。

POIG はこれまでの経験を活用して、パーム油産業における革新的な方法を生み出し、それらの革新的な方法の提唱者として行動することに焦点を当てている。POIG は野心的な基準を設定し、実施することによって、特にこの産業が森林破壊や人間、土地、労働者の権利への侵害とパーム油との結び付きを断ち切ることができることを実証するだろう。POIG 憲章は現在、パーム油生産企業（利益の大部分をアブラヤシの生産と加工から得ている企業）に焦点を当てている。

POIG はパーム油セクターにおいてこの憲章を支持し、このビジョンを共有するすべての関係者に開かれている。POIG はこの産業の中でこの憲章に従って活動する革新的な企業によって生産されたパーム油製品への需要を増やすための方法を研究することを希望しており、そのため、特に生産者と消費者のサポートを歓迎する。これらの基準が供給チェーン全体で実施されることを保証するため、憲章を支持する取引業者、投資家、製造業者、小売り業者、消費者を対象として、憲章にこのほかの要素が追加されることが想定されている。

目標と目的

POIG は:

- + アブラヤシ栽培および搾油工場の管理における、また、供給チェーン全体における環境、社会、供給チェーン、ガバナンスの広範な問題に関係する革新と改善を促進し、そのような革新がパーム油産業全体に拡大し、RSPO 基準に反映されることを目指す。
- + 革新的・進歩的生産者および供給チェーンのパートナーに対する付加価値を生み出すため、市場での認識を高め、革新的で改善された方法によって生産されたパーム油製品に対する需要を増やす。
- + アブラヤシ栽培の方法、搾油工場管理の方法、責任ある調達、製品のトレーサビリティ、供給チェーン全体にわたる検証における革新と改善の経験についての議論と共有のための開かれたフォーラムとして活動する。
- + 集団として政府と協議して、革新的な方法への認識とサポートを獲得し、それらが法律・規則に組み込まれるよう促す。

憲章に署名する者は、そのすべてのパーム油製品¹の RSPO P&C との適合を証明し、第三者の検証を通じて下記の要件²の順守を立証することを確約する。

1. 環境への責任:

1.1 パーム油生産の拡大と森林破壊の関係を断ち切る³: 森林保護 --- 保護価値の高い(HCV)地域および炭素貯蔵量が大きい(HCS)地域の保全と回復: HCV 評価に加えて、高炭素貯蔵量⁴アプローチを採用し、また、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意を得るためのプロセスを導入することによって、パーム油生産の拡大と森林破壊の関係を断ち切る。このアプローチは生物多様性と炭素貯蔵の保全、および社会的な配慮(地域社会のニーズを含む)を組み合わせたものである。

1.2 泥炭地:

- a) 泥炭を除去しないこと: すべての未開発の泥炭地(泥炭の深さに関わりなく)は保護され、すべての排水、燃焼、および泥炭土壌の上への道路の建設は禁止される。
- b) 泥炭地の保全: 泥炭上にある既存のプランテーションの地下水面は、泥炭の沈下と温室効果ガス排出の両方を最小限にするように管理される。泥炭地のクリティカルな生態系を徐々に復元するための戦略が採用され、鉱物土壌へ移植が優先される。これは「土地交換」を含む。

1.3 温室効果ガス(GHG)に対する責任: 企業はすべての排出源からの年間の GHG 排出量と、土地利用変化を除く GHG 排出量(CPO1 トンあたり)の削減目標の達成に向けた進捗について報告を公開する。

1.4 農薬の使用を最小限にすること: 毒性が強く、生体内に蓄積され、難分解性の農薬を使用しないこと⁵。これには FSC の「高度に危険」リストおよび SAN の禁止対象農薬リスト⁶に含まれる化学物質が含まれる。生産者は自然による雑草および害虫のコントロールと IPM を優先的に活用し、有毒な農薬の使用を避け、それを最終的な手段としてのみ使用することを追求すること。いかなる農薬の使用も完全な透明性が要求される。

¹ 持株の大きさや場所に関わりなく、すべての事業からの生産を含む。

² RSPO P&C の指標の範囲を超える追加的な要件を明確化した追加的な指標のセットが付け加えられる。これらの指標は既存の第三者検証監査への追加として検証される。

³ 森林伐採とは、人間によって直接に引き起こされた森林の非森林への変換を意味し、先住民族や森林に依存する伝統的地域社会による小規模で低強度の、生存のための変換は例外とする(HCV 5 に準拠)。

⁴ 炭素貯蔵量が大きい森林とは、植生区分が「劣化した土地」(もとは森林だったが、今では低木および草地となっている)と「再生中の二次自然森林」の間のレベル、またはそれ以上である森林を意味する。これは遠隔から感知した画像の解釈と現地調査を基礎とする植生の階層区分と、生物帯もしくは地域に固有の炭素閾値または範囲の組み合わせを通じて指定される。GAR/TFT/Greenpeace によって開発された HCS 手法が http://www.goldenagri.com.sg/sustainable_hcs.php から入手できる。他の同様のアプローチを使用してもよい。

⁵ パラコートを含む。非常時における農薬の使用は POIG の承認を条件に許容される。

⁶ この憲章の日付においてこれらのリストに掲載されている農薬。その後のこれらのリストの更新については、POIG メンバーが確認する必要がある。

1.5 化学肥料: 気候および環境への影響を抑制するために、生産者は化学肥料の使用を最小限にすることを追求し、「精密農業」⁷、有機肥料を優先的に採用し、可能なら廃棄物を燐の原材料として利用すること⁸。水の流路における燐と窒素のレベルをモニターし、公表すること。

1.6 GMO の禁止: 管理区域における GMO の栽培は禁止される。

1.7 水に対する責任: 水の質と量は、水の使用の最小化および使用量の公開、汚染の除去、他の用途との公平な配分、ならびに灌漑の集水レベルの影響に対する考慮を含む責任ある水管理によって保持される。

1.8 野生生物の保護と保全: HCV 1-- 3 を判定するための総合的な生物多様性調査に基づいて、事業許可保持者は、その利用地内においてすべての希少、危惧または絶滅危惧種の保護と生存を保証することに加えて、利用地外の区域における野生生物の生存にも積極的に寄与する。

2. 地域社会とのパートナーシップ

2.1 先住民族および地域社会の自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC) : すべてのアブラヤシ開発において包括的な FPIC が得られ、それには特に以下の事項が含まれていること。彼ら・彼女らが自分たち居住地域、土地、資源に対して、自分たちの地域社会の代表機関を通じてすべての法律的小および慣習的権利を保有することを全面的に尊重し、すべての関連情報および書類を公開し、独立的な助言を利用可能にし(資金の補助を含む)、プロセスを文書化し、長期間にわたる協議と交渉の双方向のプロセスを実施し、その中で地域社会は情報を提供され、開発に異議を唱えることも選択可能であり、現地における法律の枠組みに制約されないことを理解している。新規に取得された、すでに栽培が行われているプランテーション区域においては、プランテーションが建設された時点における FPIC の欠略に対して救済措置を講じること。国益のための収用(「土地収用」)を通じた土地取得は行わない。

2.2 食料安定確保⁹ : 先住民族および地域社会との間の FPIC プロセス、参加型の社会的影響評価、および参加型の土地利用計画の一環として、彼ら・彼女らの土地利用に関する選択肢および将来における食料安定確保のための選択肢を確保するために、食料安定確保が維持または強化される。

⁷ 精密農業は、最新の技術を使って現場での作業を現地の作物と土壌の条件に適合させ、それを集中的な農場管理の知識と合わせることによって現場における高い生産性を維持し、栄養上の効率を高める。

⁸ 肥料による水の汚染および将来における「燐の飽和」の可能性を防止するため。[en.wikipedia.org/wiki/Peak_phosphorus](http://www.greenpeace.to/greenpeace/wp-content/uploads/2012/06/Tirado-and-Allsopr-2012-Phosphorus-in-Agriculture-Technical-Report-02-2012.pdf)
<http://www.greenpeace.to/greenpeace/wp-content/uploads/2012/06/Tirado-and-Allsopr-2012-Phosphorus-in-Agriculture-Technical-Report-02-2012.pdf>

⁹ 食料安定確保は、プランテーションおよび採油工場の影響を受ける人々が、いかなる時点においても、自分たちの糧食のニーズや能動的で健康的な生活を維持するための食糧に関する嗜好に適合する十分な安全かつ栄養価のある食糧に物理的かつ経済的にアクセスできるときに確保される -- 1996 年世界食糧サミット
<http://www.fao.org/docrep/013/a1936e/a1936e00.pdf>

これは食糧生産システムに対する地元の人々のコントロールおよび食糧生産システムの多様性を損なわないことが含まれる。土地の配分プロセスにおいて透明性が維持されること。

- 2.3 実効的な紛争解決: 苦情や不服を処理し、当事者双方が満足できる方法で紛争を解決するために、小自作農、先住民族、農村地域社会、その他の当事者に開かれた公平かつ責任のある、相互に合意され書面化された紛争解決システムが確立されること。このシステムは独立的な法律上および技術上の助言を受けるというオプション、申し立て側が自分を支持するまたはオブザーバーとして関与する個人または団体を選択する可能性、および第三者の仲裁者を指定するオプションを含む。
- 2.4 社会的条件: パーム油の生産が人権侵害をもたらしたり、社会紛争の契機になったり、「土地強奪」¹⁰を引き起こすことがないことを保証し、住宅、医療、教育、女性のエンパワーメントを含む社会的平等に関わる重要な問題に取り組むために、定期的なモニターを伴う包括的な社会的プログラムが導入されていること。
- 2.5 労働者の権利: パーム油生産者は、ILO の「ディーセントワーク」のための要件や、児童労働・強制労働・奴隷労働、結社の自由、差別の禁止に関する中核的条約を尊重すること¹¹。
- 2.6 アブラヤシの小自作農への支援: 小自作農との契約は公正かつ透明で、責任のあるパートナーシップを基礎としていること。小自作農は、経済的、社会的および環境上の成果を改善できるよう支援され、それには生産性を地域における同等条件での生産性基準まで、および企業の中核的なプランテーションと同等の生産性という目標まで引き上げることが含まれる。生産性における成果は、地域社会の食料安定確保を及ぼしたり、追加的な環境への影響をもたらすような規模拡大なしに達成されること。支援には財務管理、予算管理、物流および FFB 処理、グループ認証等による市場アクセスの改善が含まれる。企業は小自作農に提供した支援に関して報告を作成すること。

3.0 企業および製品の誠実性

- 3.1 透明性と腐敗: 生産企業は、事業許可の取得時および事業実施中を含めて、いかなる形態の汚職も禁止し、汚職防止法規の確立をサポートし、そのような法規が存在する地域においてはそれを順守する旨のコミットメントを公表すること¹²。汚職防止法規が存在しない場合、生産企業はそ

¹⁰ 土地強奪とは「外国または外部の者による大規模な土地所有権の疑わしい方法での取得」を言う (Pearce, F. 2012. The Landgrabbers - the new fight over who owns the planet. Eden Project Books. pg viii より)。

¹¹ ILO 条約第 87、98、29、105、138、182、100、111、155、161、181 号、ILO 労働力移動に関する多国間枠組、労働力移動に関する権利ベースのアプローチのための非拘束的原則およびガイドライン、ILO「就労に関わる基本的原則および権利に関する宣言」、および国連パレルモ議定書を参照。

¹² 国連、2004 年の汚職防止条約第 5 -- - 12 条

http://www.unodc.org/documents/treaties/UNCAC/Publications/Convention/08-- - 50026_E.pdf を参照。

のほかの、事業活動の範囲と規模、および汚職のリスクに応じた汚職防止措置を導入すること。

- 3.2 トレーサビリティ: 憲章へのコミットメントから 12 カ月以内に、すべての供給品が企業のプランテーションおよび他の供給元の農場から搾油工場まで完全に追跡可能であること。各関係者は、供給チェーン内のその管理下にある部分におけるトレーサビリティと、その供給チェーン・パートナーに関する透明性に責任を負うこと。
- 3.3 社会、労働、環境に関わる実績に関する報告: **Global Reporting Initiative**¹³または同様のアプローチを用いて、企業の社会、労働、環境に関わる実績(この憲章に記載する要素を含む)、および企業がどのようにその持続可能なシステムの適切な管理を実証しているかを公開すること。
- 3.4 **RSPO** 認証と企業の事業活動: 生産者は憲章へのコミットメントの時点でそのプランテーションの 50%以上が **RSPO** 認証を取得しており、その後 2 年以内にこの割合が 100%に到達することを確約すること。これはすべてのパーム油事業、子会社、既存プランテーションの買収、第三者からの原料アブラヤシの購入を網羅する。代わりに、小規模独立生産者¹⁴のために完全な **RSPO** 認証を取得することもできる。
- 3.5 責任のある供給チェーン: 生産者は憲章へのコミットメントから 12 カ月以内に、その事業、子会社、既存プランテーションの買収¹⁵の全体にわたり、第三者からの **FFB** を含めて、独立的に検証し、この憲章との適合を報告すること。

2013 年 11 月 13 日

Agropalma Brazil

DAABON Group

Forest Peoples Programme

Greenpeace

New Britain Palm Oil Ltd

Rainforest Action Network

Worldwide Fund for Nature

¹³ 現行のバージョン 4

¹⁴ 25 ha 未満、または合意された国内レベルの閾値未満の土地を保有する生産者。これは単純な適正評価プロセスを含んでもよい。

¹⁵ 憲章のメンバーは新規購入に関して憲章に適合しない側面について適正評価を実施し、適合のための期間制限のある計画を作成および実施することを確約する。期間制限のある計画は **POIG** に提出して承認を求めなければならない(購入から 12 カ月以内に)。